

ゴールドマン・サックス証券株式会社

媒介条件表

媒介に係る貸付の種類	手形貸付、証書貸付、 極度方式基本契約、売渡担保		手形割引
媒介手数料の計算の方法 (媒介手数料の当割合を含む。)	媒介に係る貸付金額 × 年率 5.0 % (当該貸借の期間が一年未満であるものについては、当該貸借の金額に、その期間の日数に応じ、年5.0%の割合を乗じて計算した金額)		
媒介に係る貸付の条件			
媒介先の貸付利率 又は割引率	元本 10 万円未満 元本 10 万円以上 100 万円未満 元本 100 万円以上	年率 20.0 % 年率 18.0 % 年率 15.0 %	割引率 20.0%以内
媒介先の返済の方式	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一括返済方式 2. 元利均等方式 3. 元金均等方式 4. 定率リボルビング方式 5. 定額リボルビング方式 6. 自由返済方式 7. その他 返済金額変動方式など、顧客のニーズに応じた返済方式にも対応する。		一括返済方式
媒介先の返済期間	50 年以内		
媒介先の返済回数	600 回以内		1回
貸金業務取扱主任者の氏名	藤澤 洋介、岩田 敬一郎、吉村 隆、 外岡 敬一、佐竹 義規、早川 聡一郎		
指定紛争解決機関の名称及び連絡先	名 称：日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター 連絡先：03-5739-3861		